

文部科学委員会

文部科学調査室

I 所管事項の動向

1 教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

教育振興基本計画とは、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

現行の「第3期教育振興基本計画」（平成30～令和4年度）（平成30年6月閣議決定）においては、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針¹ごとに、計画期間内における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されている。

なお、令和4年3月から、中央教育審議会において次期計画（令和5～9年度）の策定に向けた検討が行われている。

(2) 教育未来創造会議

令和3年12月、「教育未来創造会議」の開催が閣議決定された。教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

教育未来創造会議においては、令和4年5月に「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」が取りまとめられ、また、同年9月には、第一次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表が公表されている。

提言では、我が国の人口減少や諸外国に比べ理工系人材、修士・博士号取得者が少ないなどの課題を挙げ、①自然科学系の学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すとともに、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた規制緩和や初期投資等の支援を行う²こととしている。また、②理系女子の活躍推進、③給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設³、④リカレント教育を促進するための環境整備等の取組を実施することとしている。

¹ ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。③生涯学び、活躍できる環境を整える。④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。⑤教育政策推進のための基盤を整備する。

² 工程表においては、令和4年度中に、成長分野への再編等（複数大学の連携・統合を含む）を行う際の初期投資、開設年度からの継続的な運営への支援に関して基金を含めた継続的な支援策の在り方や、実施体制の整備に必要な制度改正等に向けた検討を行うこととされている。また、令和5年度からの支援実施に向け、令和5年度予算概算要求において100億円が要求されている。

³ 工程表においては、令和5年12月までに、具体的な支援の在り方について検討の上、法改正を含め必要な制度改正を行うとともに、令和6年度からの実施に向け必要な予算を確保することとされている。

2 初等中等教育

(1) 教育の情報化の推進

近年のICTを活用した教育の必要性や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、義務教育段階の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人一人に個別最適な学びの実現を目指す「GIGAスクール構想」に基づく施策が推進されている。現在、98.5%の地方公共団体において小・中学校等での1人1台端末が整備（令和4年2月時点における3月末の見込み）され⁴、98.0%の小・中・高等学校等において校内ネットワークが整備（令和3年5月末時点における6月末の見込み）されている。

ICT環境の整備についておおむねめどが立ったことにより、文部科学省は、その積極的な利活用を進めている。例えば、デジタル教科書については、令和2年7月から「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」を中心としてその在り方について検討を行うとともに、令和3年度から小・中学校等にデジタル教科書を提供する実証事業⁵を行うなど、令和6年度の本格的な導入に向けた取組を進めている⁶。

(2) 少人数学級・少人数指導の推進

GIGAスクール構想の推進による一人一人に応じた個別最適な学びを実現するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下での子供たちの学びを保障するため、令和3年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われた（同年4月1日施行）。これにより、公立小学校の第2学年から第6学年までの学級編制の標準が、令和3年度から7年度までの5年をかけて、35人に計画的に引き下げられることとなった。

学級編制の標準の計画的な引下げ

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
小学校（40人（注）⇒35人）	小2	小3	小4	小5	小6

（注）小学校第1学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

令和5年度予算概算要求では、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定数の改善（3,283人）が要求⁷された。また、この改正法の附則において、公立の義務教育諸学校における学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関して実証的な研

⁴ なお、高等学校段階の1人1台端末については、令和2年度第3次補正予算において低所得世帯等の生徒が使用する端末整備支援のための予算が計上されたほか、文部科学省は、令和3年12月に、高等学校の端末整備に当たり、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用を通じて整備を加速するよう都道府県教育委員会等に要請しており、令和4年度中に全ての都道府県（政令指定都市含む）において1年生の1人1台環境整備が、令和6年度までに全学年の1人1台環境整備が完了予定としている。

⁵ 令和4年度は、ほぼ全ての小・中学校等において実証事業を行っている。

⁶ 令和4年8月に開催された中央教育審議会の作業部会では、令和6年度から段階的にデジタル教科書の導入を進めることとし、先行して小5～中3の英語で導入すること、当面は紙の教科書を併用することなどが示された。

⁷ このほか、令和5年度予算概算要求では、教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、小学校高学年における教科担任制の推進（950人）等が要求された。

究等を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定が定められたため、令和4年度から35人学級の効果検証に必要な実証研究が実施されている。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）（令和4年6月閣議決定）では、「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

(3) 教員に関する諸課題

ア 教員不足

令和4年1月に公表された文部科学省の調査によれば、令和3年度始業日時点において、小・中・高等学校と特別支援学校で欠員が生じる「教師不足⁸」が2,558人に上ることが明らかになった。一部の教育委員会からは令和4年度も依然として厳しい教員不足の状況が生じているとの声⁹も上がっており、働き方改革の推進などの更なる対応が求められている。

このような状況を受け、文部科学省は、同年4月、教員免許状がなくとも優れた知識や経験などを有する社会人の任用を認める「特別免許状制度」の積極的な活用等を促すための通知を都道府県教育委員会等に対して発出するなど、教員不足の解消に向けた取組を行っている。

なお、教員の確保に影響を及ぼしていることが指摘されていた「教員免許更新制¹⁰」については、同年5月、教育職員免許法の改正¹¹により、廃止された（同年7月1日施行）。

イ 学校における働き方改革

文部科学省の「教員勤務実態調査」（平成28年度）等を踏まえた推計によれば、我が国の公立学校の教員の時間外勤務は平均して小学校で月59時間、中学校で月81時間とされるなど、教員の長時間勤務が深刻な問題となっている。

このような状況を受け、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正により、公立学校の教職員への1年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）（令和3年4月1日施行）や、勤務時間の上限を定めた「ガイドライン」の法的根拠のある「指針」へ格上げ（令和2年4月1日施行）などが行われた。

⁸ 臨時的任用教員等の確保が出来ず、実際に学校に配置されている教員の数が、各都道府県・指定都市の教育委員会において学校に配置することとしている教員の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じる状態のこと。

⁹ 文部科学省が都道府県教育委員会等に対して発出した「教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について（依頼）」（令和4年4月20日）の冒頭では、「今年度も依然として厳しい教師不足の状況が発生していると聞いております」とされている。

¹⁰ 平成19年の教育職員免許法改正で導入されたもので、更新制導入後に初めて授与された教員免許状には10年間の有効期間が、更新制導入前に授与された教員免許状にはそれぞれに修了確認期限が割り振られ、免許状更新講習の受講等の必要な更新手続を行わないと、教員免許状は失効することとされていた。

¹¹ 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）。教員免許更新制の廃止のほか、教育公務員特例法の改正により、新たな研修制度が導入されることとなった（令和5年4月1日施行）。

また、平成31年の中央教育審議会答申¹²において、これまで学校・教員が担ってきた業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つの分類が示され、この分類に基づき、文部科学省では、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化がどの程度進んでいるかのフォローアップを毎年度実施している。

このほか、学校教育活動の充実と働き方改革のため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学習指導員等の支援スタッフの配置や、学校部活動の地域移行（5(6)「部活動改革（部活動の地域移行）」参照）等の取組が進められている。

なお、令和4年8月から11月にかけて新たな教員勤務実態調査が実施されているところであり、令和5年の春頃に速報値が公表される予定である。

(4) いじめ、不登校¹³

ア いじめ

平成25年6月に、いじめの定義や関係者の責務等を内容とする「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）が議員立法で成立した。

これを受け、文部科学省は、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（基本方針）を策定し、それらを踏まえ、いじめ防止への取組を徹底するための研修等を開催している。平成28年度には、いじめ防止法の施行状況の検証が行われ、基本方針の改定及び「いじめの重大事態¹⁴の調査に関するガイドライン」の策定等のいじめ防止対策の推進が図られた。また、平成30年度においては、いじめ対策に係る事例集が作成された。

さらに、文部科学省は、令和2年度調査¹⁵においていじめの認知件数が減少した一方で、インターネット上のいじめの件数が増加したこと及びGIGAスクール構想が進展する中で安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要であることを踏まえ、令和3年10月、都道府県教育委員会等に対し、学校における情報モラル教育のより一層の充実等を通知した。

イ 不登校

平成28年12月に、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する支援等を定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

¹² 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」。令和元年の給特法改正も、本答申を受けたものである。

¹³ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）では、令和5年4月に発足する「こども家庭庁」と文部科学省は、いじめ・不登校対策に関して連携して取り組むこととされている。

¹⁴ いじめの重大事態とは、いじめ防止法第28条第1項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

¹⁵ 文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、令和2年度の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は517,163件となっており、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響により様々な活動が制限されたこと等から、前年度の612,496件から減少した。

(教育機会確保法) が議員立法で成立した。

これを受け、文部科学省は、平成 29 年 3 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(基本指針) を策定した。また、令和元年 10 月には、教育機会確保法及び基本指針の趣旨を周知し個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するための通知を都道府県教育委員会等に対して発出するなど、不登校児童生徒への支援の充実を図っている。

しかし、小・中学校における不登校児童生徒数は依然として増加¹⁶し続けており、このような状況を踏まえ、文部科学省は令和 3 年 9 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催して検討を行い、令和 4 年 6 月に今後重点的に実施すべき施策の方向性等¹⁷を内容とする報告書を取りまとめた。

3 高等教育

(1) 大学改革

第 4 次産業革命、Society5.0 と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくなっていくという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中央教育審議会において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(グランドデザイン答申)が取りまとめられた。現在、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められている。

ア 国立大学改革

国立大学については、それぞれの特色や長所を活かした機能強化に向けた取組が進められてきている。第 3 期中期目標期間(平成28～令和 3 年度)においては、自己改革に積極的に取り組む大学を後押しするため、各国立大学が選択した 3 つの枠組み¹⁸等に応じた「機能強化の方向性に応じた重点支援」や、成果に基づく客観的・共通指標による評価等によって、国立大学法人運営費交付金の一部を再配分する仕組みが導入された。再配分の仕組みについては、国立大学の経営改革を促すため、第 4 期中期目標期間(令和 4～9 年度)においても引き続き維持することとされ、骨太方針2022において、客観的・共通指標による成果に基づく配分の検証・見直しを不断に進めることとされている。なお、令和 5 年度予算概算要求では国立大学法人運営費交付金に 1 兆 1,116 億円(対前年度比 330 億円増)が要求されている。

¹⁶ 前掲脚注 15 の調査によれば、令和 2 年度の小・中学校における不登校児童生徒数は 196,127 人であり、過去最多となった。

¹⁷ ①全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施等による児童生徒の状況把握、②学校内の教室以外の場所を活用した個別の学習・相談支援の充実、③広域を対象とした不登校特例校の設置促進、④不登校児童生徒支援センター(仮称)の設置促進、⑤フリースクール等民間団体との連携 等

¹⁸ 「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」、「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」、「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」の 3 つの枠組み。

また、国立大学における個性的かつ戦略的大学の経営を可能とする改革を進めるため、令和3年5月には、年度計画・年度評価の廃止や監事の体制の強化、国立大学法人に認められる出資対象事業の拡大等を内容とする国立大学法人法の改正が行われた。

さらに、世界と伍する研究大学の実現のため新たに創設された国際卓越研究大学（4(4)「我が国の研究力の向上」参照）制度については、令和6年度から大学ファンドによる支援が開始されることから、今後、文部科学省は、国際卓越研究大学に認定されるために必要な制度改正等として、国立大学法人法改正案を提出する予定である¹⁹。

イ 私立大学改革

18歳人口が減少する中、私立大学等は定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増しており、私立大学等の経営力や教育研究機能の強化に向けた取組が行われている。例えば、グランドデザイン答申等を踏まえ、令和元年5月に、学校法人の役員職務及び責任に関する規定の整備等を行う私立学校法の改正や大学間の連携・統合を進めるための私立大学の学部等単位での事業譲渡の円滑化を可能とする私立学校法施行規則の改正が行われた。

また、骨太方針2021（令和3年6月閣議決定）において、手厚い税制優遇を受ける学校法人制度について、ガバナンスの抜本改革の法制化を行うこととされた。これを受け、文部科学省が設置した「学校法人ガバナンス改革会議」及び「学校法人制度改革特別委員会」において、学校法人の最終意思決定機関である合議制の理事会と理事長の諮問機関である評議員会の権限配分等について議論が行われた²⁰。文部科学省は、令和4年3月に取りまとめられた「学校法人制度改革特別委員会」の報告書を踏まえ、理事会及び評議員会の権限等の規定の整備等を内容とする「私立学校法改正法案骨子」を作成しており、令和4年秋以降の可能な限り早い段階で私立学校法改正案の国会提出を目指すとしている。

(2) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア 修学支援新制度

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、真に支援が必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現するとされ、令和元年5月に「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。その主な内容は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免

¹⁹ 現在、国立大学法人の最終意思決定機関は法人の長（学長）とされているが、総合科学技術・イノベーション会議が決定した「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」において、国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制として合議体を最終意思決定機関とすることが挙げられている。そのため、国立大学法人において国際卓越研究大学に求められる合議体の意思決定機関を導入するためには、法改正が必要となる。

²⁰ 「学校法人ガバナンス改革会議」は、令和3年12月に、理事長の諮問機関である評議員会を学校法人の最高監督・議決機関とするとともに、評議員と理事・監事・職員との兼任等を認めないこと等を内容とする報告書を取りまとめた。しかし、私立大学関係者等から、学外者のみで構成される評議員会が学校法人の経営判断を行うことに対する懸念等が示されたことから、文部科学省は関係者全体の合意形成を図るため、私立学校関係団体の代表者及び有識者で構成する「学校法人制度改革特別委員会」を設置した。

制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずるものである。

同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から実施されており、令和2年度は約27万人、令和3年度は約32万人の学生等に対し支援が行われた。令和4年度予算においては、修学支援新制度に係る費用として5,196億円（対前年度比392億円増）が計上された。なお、令和5年度予算概算要求では、金額を明示しない「事項要求」とされている。

高等教育の修学支援新制度の概要

- 授業料等減免
 - ・ 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。
 - ・ 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

- 給付型奨学金
 - ・ 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
高等専門学校	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円

(出所) 文部科学省資料をもとに調査室作成

イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和4年度予算においては、第一種に係る事業費として2,938億円（対前年度161億円減）が、第二種では6,198億円（同634億円減）が計上された。なお、令和5年度予算概算要求では、第一種は金額を明示しない「事項要求」とされており、第二種は6,084億円が要求されている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

4 科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、

②科学技術関係人材の育成・確保、③分野別の研究開発、④研究費、研究開発評価、⑤研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑥産学官連携、地域科学技術振興、⑦科学技術・学術の国際活動、⑧生命倫理・安全等、⑨先端技術の発信・ショーケース化等がある。

令和4年度の科学技術関係予算の全府省総額は約4兆2,198億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は約48.8%に当たる約2兆599億円である。

（我が国の科学技術政策全般については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照）

（2）研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、地震・防災、海洋など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア 宇宙

令和4年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は3,879億円（当初予算対前年度比13.6%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,526億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が研究開発を実施するとともに、米国、欧州、カナダ、ロシアと共同の国際協力プロジェクト「国際宇宙ステーション計画」（ISS）における我が国初の有人実験施設である「きぼう」のほか、陸域観測や温室効果ガス観測、気候変動観測等を目的とする各種人工衛星や惑星探査機を運用している。

我が国は、ISSに、日本実験棟「きぼう」及びISSへの物資補給を担う宇宙ステーション補給機「こうのとり」の運用²¹等を通して参加している。日米両国政府は、同プロジェクトの参加期限を令和6（2024）年まで延長するに際し、ISSに係る新たな日米協力の枠組みに合意している。

（宇宙基本計画、人工衛星・探査機については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照）

イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年9月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）においては、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。

高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29

²¹ 「こうのとり」は、令和2年8月に打ち上げられた9号機を最終号機として運用を終了した。現在、JAXAにおいては、同機の後継機として、輸送能力や運用性を向上させた新型宇宙ステーション補給機「HTV-X」の開発が進められている。

年6月にJAEAが策定した『『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画』に基づき、おおむね今後30年での廃止が予定されている。

ウ 量子科学技術

統合イノベーション戦略推進会議²²は、令和2年1月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、研究開発から社会実装に至るまでの取組を推進している。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一貫通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」の整備を行った。また、産学官連携や海外との共同研究等の国際連携を通じた研究開発の加速及び量子技術を活用して社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成強化を行っている²³。

また、令和4年4月に策定された「量子未来社会ビジョン²⁴」を受け、文部科学省は、令和4年度内の国産量子コンピュータの整備等に取り組むとしている。

(量子技術イノベーション戦略、量子未来ビジョンについては「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照)

エ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第3期海洋基本計画」(平成30年閣議決定)²⁵等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構は地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源、地球環境変動、深海生物の研究や地球内部構造解明研究などを推進している。

オ 地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を目指した研究開発に取り組んでいる。地震研究については、地震調査研究推進本部(本部長:文部科学大臣)の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っている。また、国立研究開発法人防災科学技術研究所は、陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)等を活用した防災研究開発を推進している。また、文部科学省は、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、学校施設等の老朽化対策など、23の対策について財政支援などの必要な施策に取り組んでいる。

²² 「統合イノベーション戦略」(平成30年6月閣議決定)に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とし、全ての国务大臣から構成される会議(詳細は「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照)。

²³ 「光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)」として令和4年度予算で約36億円が措置された。

²⁴ 量子技術による社会変革に向けた戦略のこと。

²⁵ 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われる。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②イノベーションの源泉となる知の基盤、③研究資金のそれぞれの強化に取り組んでいる。人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）²⁶等の既存事業の見直しや新規事業の創設を通じて、独創的で質の高い多様な学術研究と政策的な戦略に基づく基礎研究の推進や研究環境の整備等に取り組んでいる。研究資金の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

(4) 我が国の研究力の向上

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている。この原因として、世界のトップ大学と比較して、我が国の大学の資金力が乏しく、若手研究者に十分な給与やポストの提供等ができず、結果として、博士課程の進学者の減少を招いていることが挙げられている。

文部科学省では、令和2年1月に政府が策定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえた「創発的研究支援事業」²⁷や「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」²⁸などによる博士課程学生への支援の拡充など、我が国の研究力向上に向けた取組を推進している。

また、政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、10兆円規模の「大学ファンド」を創設²⁹し、そのファンドの運用益を活用して、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の

²⁶ 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和4年度予算は2,377億円である。

²⁷ 研究者の裁量を最大限確保した挑戦的・融合的な研究を大学等の研究環境の整備と一体的に支援するための事業。特定の課題や短期目標を設定せず、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な多様な研究を、研究者が研究に専念できる環境を確保しつつ原則7年間（最大10年間）にわたり長期的に支援する。

²⁸ 博士後期課程学生の処遇向上（生活費相当額の支援を含むフェロシップ）と博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援するための事業。ボトムアップ型（大学が提案する分野等が対象）及び分野指定型（政府が戦略を策定する重要分野を中心に指定）の2タイプで実施されている。なお、令和4年度予算では、事業名が「博士後期課程学生の処遇改善と研究環境確保事業」となっている。

²⁹ 令和3年1月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」（令和3年法律第3号）により、国立研究開発法人科学技術振興機構が、「大学ファンド」の運用及び大学に対する助成を行うこととなった。また、大学ファンドの資金として、令和2年度第3次補正予算～令和4年度予算において、10兆円（一般会計出資金1兆1,111億円、財政融資資金8兆8,889億円）が措置された。

なお、ファンドの運用は令和4年3月から開始されている。

強化に関する法律」が令和4年5月に成立した³⁰。

今後、文部科学省は、令和6年度からの支援開始に向け、支援対象となる国際卓越研究大学の認定等に関する基本方針の策定及び認定基準等を定める省令を制定し、国際卓越研究大学を認定する予定である。なお、国際卓越研究大学の認定は数校程度とし、1校当たり年間数百億円程度の支援を大学ファンドから行う方針である³¹。

(研究力強化・若手研究者支援総合パッケージについては「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照)

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)には原子力事業者の無過失・無限責任、事前の損害賠償措置と一定の場合の政府の援助などが定められている。また、我が国は、原子力損害賠償に係る国際的枠組みの一つである「原子力損害の補完的な補償に関する条約」を締結している(平成27年4月発効)。

東電福島原発事故を受け、文部科学省は、原賠法に基づき原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年8月、原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定した。なお、必要に応じ中間指針の追補を順次策定している。

令和4年4月、審査会は、東電福島原発事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、中間指針や追補の見直しも含めた対応の要否について検討を行うため、集団訴訟の各判決等を詳細に調査・分析することを決定した。

また、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するためには、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であるとされ、原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが検討された。これを受け、平成30年12月、同原発事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる原賠法の改正が行われた(一部の規定を除き、令和2年1月施行)。

5 文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野

³⁰ 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学(国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学)の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

³¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第11号20頁(令和4年4月27日)末松文部科学大臣(当時)答弁

における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。現行の文化芸術推進基本計画は、第1期基本計画として平成30年3月に閣議決定されたもので、平成30年度から令和4年度の5年間の文化芸術政策の基本的な方向性や、他省庁の施策も含めた具体策を網羅的に示している。

令和4年6月、文部科学大臣は文化審議会に対し、次期基本計画の策定に向けて諮問を行った。諮問では、骨太方針2022等既に政府で決定されている文化芸術に関する事項³²にも留意しつつ、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策や文化と経済の好循環を創造するための方策等に関し検討を行うよう求められている。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転することとされている。京都への本格的な移転の時期については、遅くとも令和3年度中を目指すとされていた。しかし、新庁舎の竣工の遅れのため、令和5年3月に移転先での業務が開始される予定である。

(2) 文化財

ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

令和3年4月、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、①無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、②地方公共団体による文化財登録制度の新設等を内容とする文化財保護法の改正が行われ、令和4年9月現在、「書道」及び「伝統的酒造り」が無形文化財として、「讃岐の醤油醸造技術」及び「土佐節の製造技術」が無形民俗文化財として登録されている。

また、令和3年12月には、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4～8年度）として、「文化財の匠プロジェクト」が策定された。本計画では、①文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、②文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備、③文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保について重点的に取り組むこととされている。文化財の確実な継承のための更なる対応策については、令和4年末までに文化審議会の成案を得て、本計画の充実が図られる予定である。

イ 世界遺産

世界遺産条約は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて

³² 骨太方針2022においては、文化芸術関係者の活動支援等の取組を推進しつつ、文化財の保存と活用の好循環や日本の文化芸術の国内外への発信等を通じ文化芸術の成長産業化を図ること等を含めた次期基本計画を令和4年度内に策定することとされている。

審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和3年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は25件（文化遺産20件、自然遺産5件）となった。

また、令和4年2月、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を目指して推薦書をユネスコに提出した。しかし、ユネスコ事務局から推薦書の一部に不十分な点があると指摘されたことを受け、文化庁は、推薦書を再提出することを決定した。令和4年9月に推薦書暫定版を提出し、令和5年2月1日までに正式な推薦書を提出する予定であるとしている。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和3年7月、文部科学大臣は文化審議会に対し、「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」を諮問した。これを受けて、同年12月、文化審議会著作権分科会は、DX時代に対応したコンテンツをめぐる簡素で一元的な権利処理方策として、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベースを活用した著作権者等の探索を行うとともに、著作権者等が不明な場合等における新しい権利処理の仕組みを創設すること等を内容とする「中間まとめ」を取りまとめた。

「知的財産推進計画2022」（令和4年6月知的財産戦略本部決定）においては、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、一元的な窓口の創設等について具体的な仕組みを検討した上で、令和5年通常国会に著作権法改正案を提出し、所要の措置を講ずることとされており、現在、著作権分科会において法改正に向けた検討が進められている。

（知的財産分野全般については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照）

(4) 日本語教育人材の資質・能力の向上

日本に在留する外国人の数が年々増加していること等を背景として、令和元年6月、日本語教育の推進に関する基本理念や国等の責務等について定めた「日本語教育の推進に関する法律」（日本語教育推進法）が議員立法で成立した。これを受け、政府は、令和2年6月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定した。

日本語教育推進法では、「日本語教師の資格に関する仕組みの整備」及び「日本語教育機関の類型化」について必要な施策・措置を講ずるものとしていることを受け、文化庁において、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度の創設及び日本語教

師資格の法制化に向けた検討が行われている³³。

文化庁が令和4年4月に設置した「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」においては、現在、日本語教育機関の認定に当たっての基準の具体的な在り方や、認定機関が行う自己点検、情報公開の具体的な項目や手法について検討が行われている。また、日本語教師の資格については、名称を「登録日本語教員」とすること、認定された教育機関では登録日本語教員を必置することとして検討が進められている。

有識者会議における検討と並行して、令和5年度予算概算要求では、新たな制度の確実な実行のための予算が要求されており、日本語教師試験等の運用のための環境整備として、試験システムの導入及びシステム検証等を目的とした試行試験の経費として約2億円が要求されるとともに、日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備として、日本語教育機関の情報掲載サイトの構築・試行運用のための経費として0.3億円が要求された。

(5) スポーツ施策の推進

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣はスポーツの推進に関する基本的な計画（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

令和4年3月、令和4年度から8年度までを対象期間とする「第3期スポーツ基本計画」が策定された。第3期スポーツ基本計画では、第2期スポーツ基本計画において掲げた4つの中長期的な基本方針³⁴を踏襲した上で、スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの「新たな視点」から施策を講じることが示された。また、併せて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向け、東京大会の成果を一過性のものとしないうための持続可能な国際競技力の向上等の施策に重点的に取り組むことが示された。

(6) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁は、令和2年9月に文部科学省の学校における働き方改革推進本部が取りまとめた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」等を踏まえ、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置して検討を行い、令和4年6月に提言を取りまとめた。この提言では、まず休日の運動部活動から段階的に地域に移行することが基本とされ、令

³³ 令和4年6月には、骨太方針2022において、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の速やかな提出を行うこと等が明記された。

³⁴ 第2期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする4つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

和5年度から7年度を改革集中期間として、令和7年度末をめどに休日の運動部活動を地域に移行することが示された。このほか、子供たちの多様な体験機会を確保するため、地域におけるスポーツ機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも取り組むこととされた。

また、文化部活動については、文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において検討が行われ、令和4年8月、運動部活動に係るスポーツ庁提言とおおむね同内容の提言が取りまとめられた。

Ⅱ 第210回国会提出予定法律案等の概要

<検討中> 2件

- ・ 私立学校法の一部を改正する法律案（仮称）
- ・ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）

内容についての問合せ先

文部科学調査室 藤井首席調査員（内線 68500）